

# 定額減税でどれくらい税金が減る？

## 令和6年分の所得税と個人市・府民税が減税

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、持続的な賃上げが行われる経済の実現をめざし、令和6年分の所得税と個人市・府民税の定額減税を実施します。

問い合わせ 税務グループ(個人市・府民税) ☎349-9402、富田林税務署(所得税) ☎0721-24-3281



詳しくは  
市ホームページ

## 減税額の算出方法

**減税 所得税 3万円**  
**1人 個人市・府民税 1万円**

納税義務者本人と控除対象配偶者、扶養家族1人につき、令和6年分の所得税3万円、個人市・府民税1万円を税額控除します。 ※寄附金税額控除や住宅ローン控除後の所得割額から控除します。均等割額への減税の適用はできません

## 定額減税の対象

令和6年度の個人市・府民税所得割の納税義務者のうち、前年の合計所得金額が1,805万円以下(給与収入2,000万円以下相当)の人が対象です。

対象外	対象	対象外
<ul style="list-style-type: none"> <li>●個人市・府民税非課税世帯</li> <li>●個人市・府民税均等割のみ課税世帯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●給与所得者</li> <li>●年金所得者</li> <li>●事業所得者</li> </ul> <p><b>減税しきれない人へ現金給付を実施</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●所得金額1,805万円超</li> <li>●※給与収入2,000万円超</li> </ul>

### 例 会社員 4人家族

(国外居住者を除く扶養3人の場合)



**所得税 3万円×4人分**  
**個人市・府民税 1万円×4人分**  
**合計 16万円を減税**

※扶養などの判定は前年12月31日の現況

## 個人市・府民税の徴収方法(定額減税対象者)

### 給与所得者

6月分は徴収しません。  
定額減税後の税額を7月～令和7年5月分の11か月に分割して徴収します。

減税前	6	7	8	9	10	11	12	R7.1	2	3	4	5
▼	6月分は徴収しません											
減税後	7	8	9	10	11	12	R7.1	2	3	4	5	

### 事業所得者

定額減税前の税額をもとに第1期分(6月分)から減税します。減税しきれない分は第2期分(8月分)以降で減税します。

減税前	6	8	10	R7.1
▼	6月分から減税(減税しきれない場合は8月分以降で減税)			
減税後	減 6	8	10	R7.1

### 年金所得者

定額減税前の税額をもとに10月分の特別徴収税額から減税します。減税しきれない分は12月分以降で減税します。

	仮徴収税額			本徴収税額			
減税前	4	6	8	10	12	R7.2	
▼	10月分から減税(減税しきれない場合は12月分以降で減税)						
減税後	4	6	8	減 10	12	R7.2	

所得税や個人市・府民税を減税しきれない人には現金給付を行うため、6月末に案内を送付します

# 市民後見人として活動しませんか？ ～市民が市民を支えるネットワーク～

認知症高齢者などの増加により、成年後見制度の必要性が高まっています。成年後見人は、弁護士などの専門職の選任が多い中、同じ市民の立場で寄り添い、きめ細かい支援ができる「市民後見人」が新たな福祉の担い手として期待されています。市は、市民後見人が円滑に活動できるように社会福祉協議会や専門家(弁護士・司法書士・社会福祉士)などと連携しながら支援しています。

問い合わせ 高齢者福祉グループ ☎349-9418

## 市民後見人とは

判断能力が十分でない人に寄り添い、金銭管理や福祉サービスの契約手続きなど、「本人が決めること」をサポートします。養成講座で、制度に関する知識や技術・姿勢を身につけ、家庭裁判所から選任された後、報酬を前提としない後見活動に取り組んでいます。



### 市民後見人養成講座を受講した 長木さんにインタビュー

長木好美さん  
(66歳・茱萸木)

#### 講座を知ったきっかけは？

大阪家庭裁判所に行くことがあり、ロビーで市民後見人のリーフレットを見て市民後見人養成講座を知りました。

高齢化社会で認知症の人が増加している状況の中で、どのようにして自分が認知症の人を支えることができるのかと考え、成年後見制度にある市民後見人の活動が大切であると思い、市民後見人養成講座へ申し込みました。

市内の市民後見人(大阪府のバンク登録者)は

**3人**

令和6年  
4月現在

ぜひ、一緒に活動しませんか

## 市民後見人として 活動するには

市民後見人養成講座(9月～令和7年2月)を受講後、大阪府の市民後見人バンクへの登録が必要です。まずは、次のオリエンテーションに参加してください。

【市民後見人養成講座オリエンテーション】

とき ①15日(土)午前9時50分～午後0時、②19日(水)午後1時30分～3時40分

ところ ①大阪府社会福祉会館(大阪府中央区谷町/大阪メトロ谷町線「谷町六丁目駅」下車) ②市役所・第1会議室

対象 令和7年3月31日現在、25歳以上70歳未満の人

内容 市民後見人養成講座を受講するための事前説明会

※参加費は無料です。詳しくは問い合わせてください

問い合わせ 大阪府社会福祉協議会権利擁護推進室 ☎06-6764-7760

### どんな講座でしたか？

基本的な知識だけではなく、日常の活動における実務の習得をめざす内容で、法律や社会福祉の考え方を示したマニュアルなど、幅広く学ぶことができます。また、講座の復習をすることで、高齢者や障がい者が日常生活を送るうえでいろんな社会課題があることに改めて気づかされました。

### 活動するにあたって意気込みをどうぞ

市民後見人養成講座で習得した権利擁護や意思決定支援のあり方を踏まえ、皆さんのサポートに努めたいです。関係者の皆さんとのコミュニケーションと相互理解を大切に、地域社会を支える、生活を守る活動につなげていきたいと考えています。



# 介護サービス相談員になりませんか？ ～介護相談を通してまちと自分を見つめる～

介護サービス相談員派遣事業は、介護施設などを訪問し、利用者の疑問や不安を受け付け、サービス提供事業者や行政に橋渡ししながら、問題の改善や介護サービスの質の向上をめざしています。

問い合わせ 高齢者福祉グループ ☎349-9418

## 相談員って どんな人？

介護サービス相談員は、養成研修を受講し、市が認めた人です。研修は介護保険制度の仕組みから高齢者の心身の特性、コミュニケーションの技法まで、約40時間の内容となっています。また、活動中の人には現任研修を受講してもらい、活動のスキルアップを図っています。



職員と話すことができ、家族側、施設側、それぞれの立場がわかるようになりました。

## 新しく活動を始める人に メッセージ

Aさん：知識も増え、今後のことを考えるきっかけになります。

Bさん：少しでも興味のある人は、気負わずに、やってみてほしいです。私たちがサポートします。

Cさん：傾聴の姿勢を大切に、一緒に話を聞いていきましょう。

## 相談員の皆さんと座談会



### 相談員になろうと思った きっかけは？

Aさん：友人から声をかけてもらい、介護サービス相談員の存在を知りました。家族が特別養護老人ホームに入っていたこともあり、介護の仕組みや施設に興味があり、いろいろな施設を見てみたいという思いから応募しました。

Bさん：市の広報誌で募集の記事を見かけて応募しました。身内が施設に入っていたこともあり、自分が今後利用する立場になったときのために知識をつけたいという思いがありました。

### 相談員になって良かったことは 何ですか？

Aさん：実際にいろいろな施設を見ることができるため、とても勉強になります。施設の違いがわかるようになり、介護の知識も増えました。

Bさん：施設利用に後ろめたさを感じる人もいると思いますが、活動すると施設へのイメージも変わり、そういう考えはなくなりました。

Cさん：人生の最後をどう過ごすかを考えるきっかけになり、訪問活動を通して、このまちを良くすることにつながると感じます。

Dさん：訪問活動を通して、施設の



## 介護サービス相談員に なりませんか

**対象** 介護などの福祉ボランティア活動に理解があり、介護サービス相談員養成研修を受講できる人

**活動内容** 市内の介護福祉施設などを定期的(月2～3回程度)に訪問し、介護サービスに関する利用者の声をサービス提供事業所に届ける

**応募方法** 高齢者福祉グループへ電話または直接



## 竹谷好弘教育長が再任

問い合わせ 教育政策グループ ☎ 366-0011

竹谷好弘教育長が、5月の開会議会で、議会の同意を得て再任しました。任期は、令和6年5月18日から令和9年5月17日までの3年間です。

# 大阪府子ども(子育て世帯)への食費支援事業【第3弾】

申請期間  
3日(月)~9月2日(月)



大阪府 子ども食費支援事業

大阪府では、物価高騰の影響を受けている子育て世帯を支援するため、府内に住んでいる18歳以下の子どもや妊婦を対象に、食費支援を行います。第3弾では、被災地支援として、石川県産品(米や食料品)を追加しています。

**対象** 申請日に大阪府内に住んでいて、次のいずれかに該当する人 ●平成18年4月2日以降に生まれた人 ●申請

日に妊娠している人 ※妊娠を証明するもの(母子健康手帳など)が必要 **給付物品** 次のいずれか1つを選択 ●お米PAYおおさか(お米クーポン) ※白米、玄米、発芽米などに限る ●その他食料品 ※5,000円相当分(送料を含む)  
**申請期間** 3日(月)~9月2日(月) ※審査により給付が決定された後、10月31日(木)までに申し込みが必要です **申請方法** 大阪府特設サイトから



問い合わせ 大阪府子ども(子育て世帯)食費支援事業コールセンターフリーダイヤル ☎ 0120-479-208

# 大阪狭山市ふるさと応援寄附金返礼品提供事業者を募集しています

市に寄附いただいた市外の人に、返礼品やサービスを提供する事業者を随時募集しています。ふるさと納税ポータルサイトに商品やサービスが掲載されるので、店舗や商品のPRにつながります。掲載手数料や決済手数料などの負担はありません。既にある商品やこれからつくる商品などについては、市役所産業にぎわいづくりグループへ連絡してください。 ※応募には一定の要件があります。返礼品は、市内で生産・加工されたものや市内で提供されるサービスに限ります



ふるさと  
チョイス



問い合わせ 産業にぎわいづくりグループ ☎ 366-0011

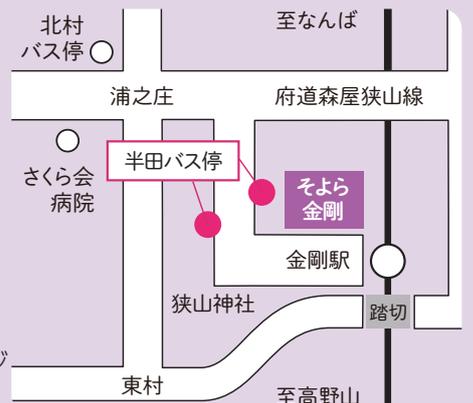
## BUS そよら金剛前に バス停が新設されます

そよら金剛(半田一丁目)の開店にあわせて、南海バスのバス停が新設されます。バス停の名称は、「半田」です。ダイヤなどは、10日ごろに掲載される南海バス(株)のホームページを確認してください。

※近畿運輸局へ申請中の内容を一部抜粋し記載しています  
**問い合わせ** 道路グループ ☎ 366-0011、南海バス(株)営業課 ☎ 221-0781



南海バス(株)  
ホームページ



財政事情とは、市の予算の執行状況や地方債(国・金融機関からの借入金)の現在高や、基金(家計でいう貯金)などの状況を表すものです。3月31日現在の財政事情をお伝えします。

## 二 会計別予算の執行状況

### 一般会計予算執行状況 ※予算額順

歳入		予算額 / 収入済額	執行率	歳出		予算額 / 支出済額	執行率
市税	75億6,924万円	74億1,288万円	97.9%	民生費	124億2,249万円	103億5,080万円	83.3%
国庫支出金	60億9,162万円	52億4,114万円	86.0%	総務費	33億9,078万円	22億5,061万円	66.4%
地方交付税	41億9,213万円	42億526万円	100.3%	教育費	30億1,549万円	20億8,148万円	69.0%
使用料 手数料など	32億5,699万円	16億4,823万円	50.6%	衛生費	21億610万円	16億5,225万円	78.5%
府支出金	21億6,589万円	12億9,783万円	59.9%	公債費	18億9,125万円	18億3,039万円	96.8%
地方譲与税など	18億6,400万円	18億8,098万円	100.9%	土木費	16億3,685万円	10億7,345万円	65.6%
市債	10億2,140万円	2億6,530万円	26.0%	消防費	8億8,476万円	8億7,040万円	98.4%
合計	261億6,127万円	219億5,162万円	83.9%	議会費など	8億1,355万円	5億2,803万円	64.9%
				合計	261億6,127万円	206億3,741万円	78.9%

### 特別会計・企業会計予算執行状況

(単位:千円)

会計名	予算現額	収入済額	執行率(%)	支出済額	執行率(%)		
国民健康保険	6,702,582	5,780,196	86.2	5,814,480	86.7		
介護保険	6,114,939	5,551,334	90.8	5,134,183	84.0		
後期高齢者医療	1,200,229	1,184,846	98.7	1,067,282	88.9		
池尻財産区	1,256,629	1,254,388	99.8	1,251,794	99.6		
半田財産区	5	0	0	0	0		
東野財産区	8,082	7,504	92.8	7,504	92.8		
今熊財産区	3,825	0	0	0	0		
岩室財産区	2,858	1,921	67.2	1,571	55.0		
茱萸木財産区	20	8	40.0	8	40.0		
企業会計	収入	収益的	1,686,288	1,647,784	97.7		
		資本的	621,785	620,671	99.8		
	支出	収益的	1,685,100			1,630,720	96.8
		資本的	1,123,420			1,021,647	90.9

令和5年度の一般会計予算額は、261億6,127万円で、当初予算に対して、20.1%の増加となりました。3月31日現在の執行状況は、収入が83.9%に対して、支出が78.9%となっています。

なお、特別会計の執行状況は、収入済額が90.1%、支出済額が86.8%となっています。

## 二 基金の状況

基金は、家計でいう貯金にあたるものです。全会計の基金を集めると約63億8,931万円あります。

なお、基金についても、出納整理期間中に調整を行うため、最終的な残高ではありません。

### 基金の状況 ※現在高順(単位:千円)

名称	現在高
一般会計	4,251,239
財政調整基金	3,242,209
職員退職手当基金	391,772
地域福祉基金	263,684
減債基金	147,794
その他基金	205,780
特別会計	2,138,066
合計	6,389,305

## 二 地方債・一時借入金の現在高

地方債は、建設事業などで大きな資金が必要な場合に、国や金融機関からお金を借り入れるというものです。

地方債の総額は、約189億円で、出納整理期間中(※)の借り入れもあるので、最終的にはこれよりも多くなります。

なお、一時的な現金の不足を補う一時借入金は、3月31日現在、いずれの会計もありません。

### 地方債の現在高 ※現在高順(単位:千円)

名称	現在高
一般会計債	13,681,508
臨時財政対策債	9,107,325
教育債	1,654,039
土木債	1,201,790
民生債	479,919
衛生債	443,488
消防債	352,810
総務債	313,596
減税補てん等債	120,301
農林水産業債	8,240
(企業会計債)下水道事業債	5,183,057
合計	18,864,565

### ※出納整理期間とは

会計年度末(3月31日)までに確定したお金の受け入れと支払いについて、整理を行うために設けられている期間で、翌年度の4月1日～5月31日の2か月間のことです。この期間の収入や支払いを行うものは、まだ執行されていないため、最終的な執行割合はいずれの表(3月31日現在)よりも多くなります。